

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	今別町

今別町鳥獣被害防止計画

令和 6 年 2 月 2 9 日作成

<連絡先>

担当部署名 青森県今別町 産業建設課
所在地 青森県東津軽郡今別町大字今別字今別 1 6 7
電話番号 0174-35-3005
F A X 番号 0174-35-2298
メールアドレス sangyo@town.imabetsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、カラス、カルガモ、ノウサギ、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	今別町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル	野菜（なす）	2.0 千円／0.2a
タヌキ	—	—
アナグマ	—	—
ハクビシン	—	—
アライグマ	—	—
カラス	—	—
カルガモ	—	—
ノウサギ	—	—
ニホンジカ	—	—
イノシシ	—	—
ツキノワグマ	—	—
合計	野菜	2.0 千円／0.2a

(2) 被害の傾向

【ニホンザル】

大川平地区・二股地区・砂ヶ森地区において、生育期・収穫期にかけて野菜・果樹に被害、大川平地区・二股地区において、収穫期にかけて水稻に被害が発生している。その他自家消費用農作物で、野菜・果樹への被害も確認されているため、今後の被害の増加が懸念される。

【タヌキ】

これまでは対象鳥獣としていなかったため、箱わなにかかっても逃がしていた。しかし、自家消費用農作物への被害が確認されており、今後の被害の増加が懸念される。

【アナグマ、ハクビシン、アライグマ、カラス、カルガモ、ノウサギ】

アナグマ・ハクビシン・アライグマについては、大川平地区において、生育期・収穫期に果樹の被害が発生している。カラス・カルガモについては、今別町全域において、生育期に水稻に被害が発生している。ノウサギについては、販売用農作物の被害は確認できなかったものの、自家消費用農作物で、野菜・果樹への被害が確認されているため、今後の被害の増加が懸念される。

【ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ】

町内及び近隣市町村で目撃情報が確認されていることから、今後の農林業被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

種類	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
	被害面積	被害額	被害面積	被害額
ニホンザル	0.2a	2,000 円	0.14a	1,400 円
タヌキ	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
ハクビシン	—	—	—	—
アライグマ	—	—	—	—
カラス	—	—	—	—
カルガモ	—	—	—	—
ノウサギ	—	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—	—
イノシシ	—	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—	—
計	0.2a	2,000 円	0.14a	1,400 円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会会員等からなる鳥獣被害防止対策実施隊に業務を委嘱して、箱わなや銃器による有害鳥獣捕獲を実施した。	鳥獣被害防止対策実施隊員の高齢化や、過疎化による若年層の減少により、担い手の育成が困難な状況にある。
防護柵の設置等に関する取組	町内の農林業者等を対象とした動物駆逐用煙火消費保安講習会を開催し、ニホンザル等の追払い活動を強化した。	小面積の田畑が点在しているため、効果的な防護柵の設置が困難な状況にある。また、生産者個人が漁網等の設置をしているところがあるが、網の下から入る等あまり効果が見られない。
生息環境管理その他の取組	鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地を増加させないよう、営農が困難となり農地の出し手が現れた場合には、受け手探しなどに努めた。	農地の出し手はいるものの、農地の状態が悪く利用できないということや担い手不足が影響し、耕作放棄地が増加している。

(5) 今後の取組方針

現状ニホンザル等の農作物被害により生産者の生産意欲が減少しており、以前に比べ被害の報告や相談の件数が減少している。報告がある分のみに着目すると被害量が少ないように見えるが、実情は異なっており、相当数の被害があると考えられる。そのため被害防止対策強化の観点から、広報等による被害報告の促進や、農林水産業者等から鳥獣の種類や出没時期などの被害内容を聴取するなど積極的な情報収集に努める。

鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲や追払い活動をする。

効果的な被害防止対策を地域で行うため、農林業者等を対象とした動物駆逐用煙火消費保安講習会を開催する。

また、アライグマ、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについても町内での目撃情報があり、今後の農林業への被害が懸念されるため、追払いや捕獲を実施し、農林業被害防止に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町長は鳥獣被害対策実施隊（今別地区猟友会）を指示し、対象鳥獣の捕獲を実施する。

農林業被害を防止するため、わなやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法で捕獲が困難なニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマに対しては、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	ニホンザル タヌキ アナグマ ハクビシン アライグマ カラス カルガモ ノウサギ ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	対象鳥獣の捕獲のために、引き続き箱わなを設置し、必要に応じて新たな箱わなを導入する。 実施隊確保のため、各種狩猟免許の取得促進等、担い手育成に努める。 生産者の被害報告の促進や関係機関と連携した情報収集を図り、被害はないが目撃情報がある鳥獣もいるため、初期段階での予察捕獲を実施していく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>【ニホンザル】 過去3年の捕獲実績は114頭。捕獲数は減少傾向にあるが、自家消費用農作物の果樹・野菜類への被害は増加している。収穫期の水稻への被害も確認されはじめたことから、被害防止のため年間あたり50頭とする。</p> <p>【タヌキ】 これまでは対象鳥獣としていなかったため箱わなにかかっても逃がしていたが、自家消費用農作物への被害が発生していることから対象鳥獣へ追加する。捕獲計画数については、必要最小数とする。</p> <p>【アナグマ】 過去3年の捕獲実績は60匹。果樹・野菜類への被害が発生しているため、捕獲計画数を必要最小数とする。</p> <p>【ハクビシン】 過去3年の捕獲実績は23匹。令和4年度以降、捕獲数が著しく増加している。果樹・野菜類への被害を防ぐため、捕獲計画数を可能な限りとする。</p> <p>【アライグマ】 過去3年の捕獲実績は1匹。果樹・野菜類への被害を防ぐため、捕獲計画数を可能な限りとする。</p> <p>【カラス、カルガモ】 過去3年の捕獲実績はカラス17羽、カルガモ50羽。水稻被害を防ぐため、捕獲計画数を必要最小数とする。</p> <p>【ノウサギ】 過去3年の捕獲実績は14羽。野菜類への被害を防ぐため、捕獲計画数を必要最小数とする。</p>

【ニホンジカ、イノシシ】

過去3年の捕獲実績は、ニホンジカ0頭、イノシシ1頭。町内や近隣市町村での目撃情報があり、農林業被害を防ぐため、捕獲計画数を可能な限りとする。

【ツキノワグマ】

被害報告はないが、町内や近隣市町村での目撃情報があり、農林業被害を防ぐため、捕獲計画数を必要最小数とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル	50頭	50頭	50頭
タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
アナグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カラス	30羽	30羽	30羽
カルガモ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ノウサギ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ツキノワグマ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容

「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣による農林業被害や住民等からの目撃情報に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、効果的に捕獲を実施する。被害状況の把握のために広報誌等で被害報告の啓発活動や関係機関との連携の強化を推し進める。

【ニホンザル】

群れの分散に配慮しながら、箱わなや銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を通年で（箱わなは4月から11月まで）行う。なお、ニホンザルについては学習能力が著しく高く、人のいない時間を把握していたり、箱わなの仕組みを理解し、エサだけを抜き取ったりしている。箱わなの位置や仕組みを変える等の対策をすることで、ニホンザルの捕獲数向上を図る。

【タヌキ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ】

銃器（ライフル銃を除く）や箱わなによる捕獲を通年（箱わなは4月から11月）で行う。

【カラス】

銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を通年で行う。

【カルガモ】

銃器による捕獲（ライフル銃を除く）を5月から6月にかけて行う。

【ノウサギ】

銃器による捕獲（ライフル銃を除く）を2月から3月にかけて行う。

【ニホンジカ、イノシシ、】

通年で銃器やわなによる捕獲を行う。

【ツキノワグマ】

銃器や箱わなによる捕獲を4月から11月にかけて行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

農林業被害を防止するため、わなやライフル銃以外の猟銃を使用した有害鳥獣捕獲を基本とするが、これらの方法で捕獲が困難なニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマに対しては、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
今別町	なし（権限移譲済み）

4. 防護柵の設置に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
該当無し			

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和6年度～令和8年度
ニホンザル タヌキ アナグマ ハクビシン アライグマ カラス カルガモ ノウサギ ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	被害防止のための集落環境づくりを実施するため、広報誌等による地域住民への啓発活動、関係機関との情報共有の推進を図る。 町内の農林業者を対象に動物駆逐用煙火消費保安講習会を実施する。受講者には煙火を配付し、姿を現した際に使用し、自身の畑を守るという地域ぐるみで被害防止体制を構築する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度 ～ 令和8年度	ニホンザル タヌキ アナグマ	鳥獣の隠れ場所となる耕作放棄地を増加させないよう、営農が困難となり農地の出し手が現れた場合には、受け手探しなどに努める。

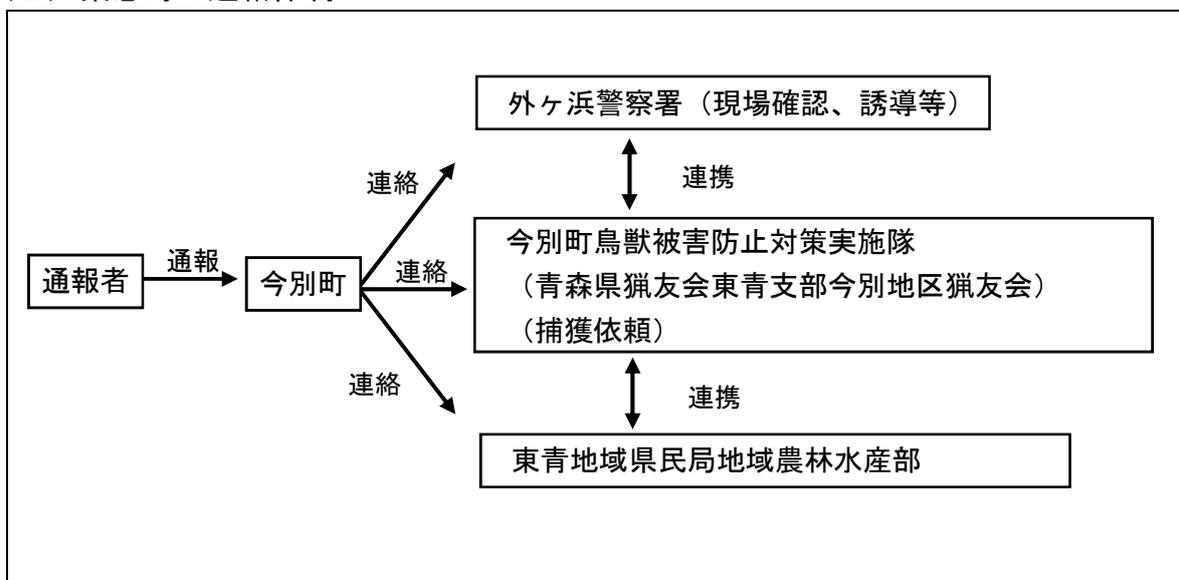
	ハクビシン アライグマ カラス カルガモ ノウサギ ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	町内の農林業者を対象に動物駆逐用煙火消費保安講習会を実施し、受講者には煙火を配付し姿を現した際に使用する。自身の畑や近隣の畑を守るという地域ぐるみで被害防止体制を構築し、被害防止に関する知識の普及啓発を推進していく。
--	--	--

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
今別町役場 産業建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡窓口、被害状況の把握、住民への注意喚起
今別町鳥獣被害対策実施隊 (青森県猟友会東青支部 今別地区猟友会)	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り、現場確認等 ・捕獲対応
外ヶ浜警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認、誘導等 ・銃器等の取扱い指導、助言等
東青地域県民局地域農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害防止に関する指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど適正に処理する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、今別町有害鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である今別町等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の取組

該当無し

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当無し

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	今別町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
今別町役場 産業建設課	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整等
青森農協 蟹田支店 今別営農センター	被害農家からの情報提供等
町内各地区の町内会長	有害鳥獣関連情報の提供
青森県猟友会東青支部 今別地区 猟友会	有害鳥獣の捕獲と実践等
東青地域県民局 地域農林水産部	本会議への指導・助言等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
森林組合あおもり	林業被害に関する情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>鳥獣被害防止対策実施隊の設置</p> <ul style="list-style-type: none">・実施隊員は、町職員及び猟友会より選出し、隊員12名で構成する。 (令和5年9月30日現在)・本実施隊員は鳥獣被害防止特別措置法第9条に定めのある対象鳥獣捕獲員として位置づける。 <p>鳥獣被害対策実施隊活動内容</p> <ul style="list-style-type: none">・被害防止計画に取り組むため、関係機関と連携を密にする。 被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。・有害鳥獣の捕獲及び追払い作業を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>対策協議会と各地域の情報交換が的確に行われるよう、関係機関を含め連携を図る体制作りを推進する。</p>
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>特になし</p>
